

参考資料

【提案内容】

「特定計量器（質量計）定期検査に係る規制緩和」

特定計量器（質量計）は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。

実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。

平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格（JIS）に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。

実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下（うち全てが平成17年以前に製造）に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。

また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。

【提案理由】

- 1 近年、計量器の信頼性が高まりつつある中、すべての計量器について一律に2年に一度の定期検査を義務付けることは所有者並びに検査機関の負担が大きいものとする。

（検査概要）

- ① 検査件数：約1,000事業所 約3,000台（2年間で市内全域の検査を実施）
- ② 検査手数料：250円～51,200円/1台（最大事業所負担額：約20万円 約180台）
- ③ 検査体制：4人（人件費等を含め約2,100万円の経費）※所長は兼務

（不合格率）

H25年度：16台 H26年度：11台 計27台 全体の0.9%
H23年度：26台 H24年度：0台 計26台 全体の0.9%

※ 次頁に平成13年度以降の詳細

- 2 一般消費者への影響や使用実態に配慮した規制緩和の検討が必要と考える。

参考：平成13年以降の郡山市における質量計に係る定期検査実績

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
検査台数	1,200	データ なし	1,133	1,918	3,056	1,784	2,906	1,639
不合格台数	41		37	37	71	34	43	13
不合格率 (%)	3.42		3.27	1.92	2.32	1.9	1.47	0.79
不合格率 (%) (2年度平均)	不明		2.42		2.16		1.23	

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
検査台数	2,587	1,479	1,689	1,051	2,027	973
不合格台数	18	4	26	0	16	11
不合格率 (%)	0.69	0.27	1.55	0	0.78	1.13
不合格率 (%) (2年度平均)	0.54		0.94		0.9	